



個人消費拡大・デフレ脱却に向け、賃上げ・格差是正を！

連合山形会長 岡田新一

安倍政権が誕生して5年目に入ったが、日本経済は依然としてデフレから脱却できず、「大都市圏と地方」、「大企業と中小企業」、「正規労働者と非正規労働者」など格差は拡大する一方である。

加えて貧困の増大などアベノミクスは完全に行き詰まったといえる。

今、大事なことは、デフレ脱却に向けたチャンス「経営側の論理最優先」で逃すことなく、個人消費拡大に向け積極的に「月例賃金」の引上げを行い、「持続可能な社会」に向けた政策を実行することである。

経団連は、1月17日に「2017年版経営労働政策委員会報告」を公表した。「デフレから脱却し、経済の好循環の歯車を力強く回していく主体は企業」であると宣言している。賃上げは「社会的要請」であり、力強く宣言しているものの、相変わらず「年収ベースの賃金引上げ」にこだわり、不明確な「『創造型』の働き方の自由度を高め」るなどの主張となっており、「社会的要請」に対して真に伝える内容となっていない。報告は全体として、個別企業の経済合理性を前面に出した内容であり、経営側としての「社会的責任」の認識が足りないと言わざるを得ない。

2017春闘は、働く者の生活向上とデフレ脱却に向けて、労働組合の「社会的責任」として、月例賃金の引上げを求めていく。同時に県内には企業の99.8%は中小企業であり、「大都市圏と地方」、「大企業と中小企業」、「正規労働者と非正規労働者」の「格差是正・底上げ」を求めていかななくてはなりません。

中小企業を取り巻く情勢は依然として厳しいが、厳しいからこそ、「春闘を自分たちのもの」として捉え、全ての労働組合が統一的に要求を掲げ、賃上げを勝ち取る姿勢が求められている。また、今社会問題となっている「長時間労働」削減の課題について、ワーク・ライフ・バランスの実現という観点から、各組合の具体的実践課題として取り組んでいくことが重要である。

連合山形は、昨年春闘に引き続き、特に、前年に要求書を提出できなかった単組や交渉が思うようにできなかった単組を重点的に支援の取り組みを行っていく。連合山形と各地域協議会は、各産別と連携し、単組に足を運び悩みを共有化しながら横からの単組指導を行っていく。また、労使首脳懇談会などで経営者側との対話を強めるとともに、各地域協議会毎の「春闘街頭宣伝行動」や賃金引上げ・地域活性化・地方創生を「三位一体」の課題としての「地域活性フォーラム」の開催など県民世論を喚起しながら、中小の賃上げ環境づくりを行っていく。

今春闘では、粘り強い交渉を展開し、月例賃金引上げ、「大都市圏と地方」、「大企業と中小企業」の「格差是正・底上げ」、さらには、長時間労働の削減、非正規労働者の賃上げ・処遇改善を勝ち取り、組合員の結集力・求心力を高めよう。

その力で、安倍政権の暴走する政治に歯止めをかけるため、今年の秋にも想定される解散総選挙の取り組みに全力を挙げよう。連合山形は、1区・荒井寛氏（民進党公認・新人）、2区・近藤洋介氏（民進党公認・現職）、3区・阿部寿一氏（民進党推薦・新人）について、推薦することを決定しました。昨年7月参議院選挙での舟山やすえさん当選を「ホップ」、今年1月の知事選挙での吉村知事3期目当選を「ステップ」、今年に秋にも想定される解散総選挙を「ジャンプ」と位置付けて、3候補の必勝に向けて全力を挙げて取り組もうではありませんか。

2017 春季生活闘争方針

I. はじめに

- (1) 2016 春季生活闘争は、月例賃金にこだわり賃上げの継続を求める闘争を進めた結果、賃金引上げを 3 年連続で実現した。政府や経済界が「年収ベースでの賃上げ」の意向を示したのに対し、連合が徹底的に月例賃金の引き上げにこだわった成果である。しかし、過去最高益を記録した企業もある中、全体の引き上げ率は前年を下回るなど課題もあり、政府内には貯め込んだ内部留保を「賃上げに回すべきだ」との声もある。2017 春季生活闘争においても、経団連は国内外の不安定な情勢と先行き不透明な日本経済において、ベアは長期的に企業負担が増すため慎重な姿勢を崩していない。さらには、将来の物価上昇率も労使交渉の材料として考慮する考えも示唆している。
- (2) 安倍首相は、「アベノミクス第 3 の矢、構造改革の柱」と位置づけ、働き方改革こそが労働生産性を改善するための最良の手段、経済成長への一歩であるとし「働き方改革実現会議」を設置した。この会議の中で、これまで連合が政策として掲げてきた「同一労働同一賃金」についてガイドラインの案が示され、正規労働者と非正規労働者の待遇格差の是正など盛り込まれているが、法的拘束力を持たなければ実効性はなく、今後の法改正の動向など注視していかなければならない。
その一方で働き方改革の真の狙いは、解雇規制の緩和や高度プロフェッショナル制度など労働者保護ルールの改悪であり、私たちの働き方がいつどのように変化するか予断を許さない状況である。
- (3) パートなどの働き方を左右する「103 万円の壁」いわゆる配偶者控除については、これまで廃止の方向性で検討されてきたが、一転、年収要件を 150 万円などに拡大する検討が行われている。価値観が多様化し家族の形態や働き方が変化するなかで、時代に合った制度とすることが重要である。「一億総活躍社会」という目的を達成するためには、育児・介護を行う世帯への支援やサービスの充実、非正規労働者の均等待遇の実現、男性の働き方の見直しによる長時間労働の是正や家事・育児・介護への積極的な参画など総合的な政策を推進する必要がある。
- (4) このような状況の中で、2017 春季生活闘争は「経済の自律的成長」「社会の持続性」の実現のため、4 年連続となる月例賃金の引き上げにこだわり、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」に取り組んでいく。併せて、中小企業や非正規労働者の月例賃金・時給の改善のために、「大手追従・準拠などの構造転換」と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の取り組みを進めていく。

【県内経済・雇用情勢】

- (1) 山形県が昨年 10 月に公表した「山形県人口ビジョン」では、少子高齢化を伴った人口減少が著しく、将来の地域社会や産業の担い手となる人材の不足という問題に直面している。この影響を回避しなければ、地域経済と地域基幹産業の衰退、雇用の場の縮小、地域と産業の担い手不足に一層拍車がかかることになる。
- (2) 県内の経済概況（12 月 14 日・日銀山形事務所）は、「景気は緩やかな回復を続けている。」としており、公共投資は持ち直しているほか、設備投資は増加している。また、個人消費は、底堅く推移しており、住宅投資は増加している。生産は緩やかに持ち直しており、雇用・所得環境は改善して

いる。消費者物価（生鮮食品を除く総合）は保合いとなっている。

- (3) 県内企業の業況（8月期・フィデア総合研究所）は、自社の業況判断を示す「自社の業況D I 値^{※1}（前年同期比）」が▲6.3（前回調査比3.3ポイント上昇）と小幅ながら2期連続で改善した。「各種D I 値（前年同期比）」をみると、「資金繰り」が若干悪化したものの、「売上高」「営業利益」「人員・人手」が改善となった。このうち「売上高」は3期連続で改善した。先行き見通しは、「自社の業況D I 値」が▲11.9（今回調査比5.6ポイント下落）と悪化の見込みとなっている。
- (4) 県内雇用情勢（11月29日・山形労働局）について、10月の有効求人倍率は1.34倍と前年前月比0.04ポイント改善し、また正社員の有効求人倍率も0.85倍と前年同月比で0.11ポイント改善しており、「改善が続いている」との判断を7カ月連続で継続した。高水準の求人倍率については、団塊の世代が抜けた後、早めに人員を確保しないと技術継承も難しくなるといった逼迫した状況であると判断している。

さらに県内企業を対象にした人手不足に関する調査（10月1日・帝国データバンク山形支店）によると県内企業の約4割が正社員不足との認識にある。また大規模工場での正社員化が進んだことや、労働人口の減少から人材派遣社員が不足しており、総体的に人口減少が労働市場に影響を及ぼし、雇用のミスマッチが顕在化している状況にある。

- (5) 4月以降の賃金改定動向（5月期・フィデア総合研究所）は、賃上げを実施する企業の割合（「ベア・定昇とも実施」＋「ベアのみ実施」＋「定昇のみ実施」）は、全業種で43.2%と、前年（46.6%）に比べ、3.4ポイント低下している。

Ⅱ. 春季生活闘争の取り組みとミニマム課題

1. 2017春季生活闘争の取り組み

- (1) 2016春季生活闘争は「底上げ・底支え」「格差是正」をめざし、月例賃金の引き上げにこだわった取り組みを進めてきた。妥結については、2015春季生活闘争よりも引上げ額では下回ったものの、300人未満の中小労働組合が300人以上の労働組合の妥結額を上回り、「大手追従・大手準拠」の脱却がはかられつつあるなど、中小企業の健闘が目立つ結果となった。
- (2) 2017春季生活闘争では、特に月例賃金の要求内容について、大企業と中小企業などの「格差是正」を強化し、満額獲得に向け取り組む。また、社会問題となっている長時間労働による過労死や過労自殺、人口減少・人口流出に歯止めをかけるため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組む。

非正規労働者への取り組みについては、賃上げの相乗効果をはかるべく、山形県最低賃金引き上げへの取り組みを強化していく。

2. 「ミニマム運動課題」への取り組み

- (1) すべての組合が取り組むミニマム運動課題を以下のように5点設定する。
- ① 賃金制度の未整備組合の制度確立・整備
 - ② 賃金カーブ維持分および賃上げ（賃金改善分）の明示と確保
 - ③ 非正規労働者の総合的な労働条件改善
 - ④ 企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ

※1 自社の業況D I 値とは「1. 良い」と回答した企業の割合から「3. 悪い」と回答した企業の割合を差し引いた値

⑤ 産業実態をふまえた総実労働時間の縮減、時間外・休日労働の割増率の引き上げ

(2) 地域ミニマムの取り組み

① 地域間や企業間の格差是正と県内賃金水準の底上げをはかり、低賃金県からの脱却をはかるために、最低基準（ミニмум）を設定し、広く県内の経営者や未組織労働者へ訴えていく。

② ミニмум設定額の推移

年齢	2017年設定額	2016年設定額	2015年設定額	2014年設定額	2013年設定額
18歳	143,300	147,300	144,500	147,000	147,600円
20歳	149,600	150,900	149,000	150,300	149,000円
25歳	164,000	163,000	162,400	161,600	157,500円
27歳	169,300	168,800	168,500	167,200	162,600円
30歳	176,700	178,000	177,800	176,100	171,200円
35歳	187,800	193,800	192,600	191,200	186,900円
40歳	197,600	208,400	204,800	205,100	201,400円
45歳	206,100	219,800	212,000	215,500	212,000円

2017年「地域ミニмум」額設定の考え方

2016年秋に実施した連合山形加盟中小組合員の賃金実態調査に基づき、2017年「地域ミニмум」設定額を以下のとおり設定する。

- ① 調査結果、賃金特性値を考慮し、18歳、20歳、25歳、27歳、30歳、35歳、40歳、45歳の8ポイント別に設定する。
- ② 設定の基礎ベースを全産業男女計とし、第1十分位の第3次回帰値とする。
- ③ ミニмум設定額については、2017年4月度からとし、明年3月末までの期間に、それぞれの年齢の額に達することとする。
- ④ 2017年「地域ミニмум」設定額

年齢	平均	第1十分位	第3次回帰(A)	賃上げ率(B)	年齢比率	A×(1+B/100)	ミニмум額	1歳当り上昇額
18歳	149,100	140,000	141,300	1.41%	77%	143,292	143,300	
20歳	156,900	146,000	147,400	1.46%	80%	149,552	149,600	3,150
25歳	185,600	164,300	161,400	1.61%	88%	163,999	164,000	2,880
27歳	200,300	169,800	166,500	1.65%	90%	169,247	169,300	2,650
30歳	214,000	172,600	173,700	1.72%	94%	176,688	176,700	2,470
35歳	226,900	177,800	184,400	1.83%	100%	187,775	187,800	2,220
40歳	255,800	195,200	193,800	1.92%	105%	197,521	197,600	1,960
45歳	281,200	204,800	202,000	2.01%	110%	206,060	206,100	1,700

Ⅲ. 2017春季生活闘争の具体的な要求内容

1. 連合山形の賃上げ要求内容

(1) すべての連合山形加盟組合は、月例賃金にこだわる闘いを進め、賃金カーブ維持相当分を確保し、過年度物価上昇分はもとより、生産性向上分、格差是正分としての賃金改善分2%以上の要求を掲げ、「底上げ・底支え」「格差是正」に全力をあげる。

賃金改善分は、連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ水準目標とする。

賃金カーブ維持分 + 賃金改善分6,000円以上

(2) 賃金カーブ維持分の算定が可能な組合は、その維持原資を労使で確認する。

(3) 賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は、賃金カーブ維持相当分を4,500円とし、**4,500円+賃**

金改善分6,000円の10,500円以上を要求する。

・賃金カーブ維持分（4,500円）の考え方

2016年連合山形中小組合賃金実態調査（全産業・男女計）中位数の18歳から45歳の1歳間の平均間差額は、4,500円である。

$$(266,900円 - 147,500円) \div 27 \div 4,500円$$

45歳中位数 18歳中位数

・賃金改善分（6,000円）の考え方

連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ水準目標とする。

- ① 連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額6,000円
- ② 連合山形加盟組合平均賃金額246,052円の2%は4,921円
格差是正分として連合加盟組合平均賃金との差額1,079円

(4) 連合山形の標準到達目標

※（参考）

	全産業
20歳	169,900円
25歳	211,100円
27歳	227,100円
30歳	250,500円
35歳	287,000円
40歳	319,300円
45歳	346,000円

	製造業	商業・サービス
20歳	171,400円	157,800円
25歳	215,800円	171,100円
27歳	232,600円	191,600円
30歳	256,600円	226,300円
35歳	293,400円	259,100円
40歳	325,200円	287,500円
45歳	351,300円	309,000円

※ 考え方 2016年連合山形中小組合賃金実態調査による第9十分位3次回帰値をもとに算出する。

(5) 連合山形の最低到達目標

※（参考）

	全産業
20歳	160,100円
25歳	182,100円
27歳	191,100円
30歳	204,500円
35歳	226,000円
40歳	245,400円
45歳	261,400円

	製造業	商業・サービス
20歳	162,800円	153,300円
25歳	183,200円	169,800円
27歳	192,000円	177,600円
30歳	205,600円	189,700円
35歳	228,000円	209,100円
40歳	248,600円	224,100円
45歳	265,500円	230,500円

※ 考え方 2016年連合山形中小組合賃金実態調査による中位3次回帰値をもとに算出する。

IV. 具体的要求内容

1. 賃金引上げについて

(1) 「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわった月例賃金の引き上げ

- ① 中小企業労働者や非正規労働者の月例賃金・時給の「底上げ・底支え」「格差是正をはかる」ことに重点を置いた取り組みを進める。
- ② 「大手追従・準拠」などの構造を転換する運動」を前進させ、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分に資する要求を組み立てる。

- ③ 構成組織は、あらゆる手段を用いて「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に取り組むとともに従来以上に加盟組合への指導を強化し、賃上げの流れを確実なものとする。
- ④ 賃上げ水準は、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から2%程度を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度とする。
- ⑤ 格差拡大を解消する水準を設定する。すなわち連合山形加盟組合平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし賃金カーブ維持分(1年・1歳間差)(4,500円)を含めた総額で10,500円以上を目安に賃金引上げを求める。

(2) 非正規労働者の労働条件改善等の取り組み

すべての働く者、とりわけ山形県内雇用労働者の35.8%^{※2}を占める非正規労働者の労働条件の改善に重点的に取り組むことが重要である。質・量の側面で正規労働者と同等の仕事を行っているにもかかわらず、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティネットが不十分などの課題がある。

こうした課題を克服するため、春季生活闘争を通じて、総合的な労働条件の改善に向けた取り組みを一層強化する。

① 賃金(時給)の引上げの取り組み

【非正規労働者の時間給目標額および引き上げ目標額】

時間あたりの賃金目標値

900円以上 [山形県の連合リビングウェイジ額(所定内労働時間数換算)]

② 最低賃金引上げの取り組み

山形県の最低賃金は、全国的に見て低いDランクに位置づけられ、東京など大都市との格差は拡大している。また、隣県である宮城県や福島県よりも最低賃金が低く、労働力の流出も懸念されることから通年にわたり取り組んでいく。

- a. 非正規労働者を含めた企業内最低賃金の締結
- b. 最低賃金大幅引上げのための署名運動と山形労働局への要請
- c. 最低賃金大幅引上げと最低賃金法遵守のための街頭行動

※署名運動および街頭行動については、構成組織・地域協議会と連携し、例年より早い3月から取り組む。

③ 「職場から始めよう運動」の取り組み

同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、集会やフォーラム・シンポジウムなど「職場から始めよう運動」を展開する。

(3) 連合山形加盟全労働組合要求書提出への支援強化

① 2016年度の連合山形春闘賃上げ対象組合の要求書提出状況は176組合中103組合(58.5%)であり、約半数にとどまっている。2016年度の未提出組合を抽出し、中小労働委員会・構成組織・地域協議会が連携を図りながら、要求書提出に向けたオルグ活動を実施していく。

② 2017春闘においては加盟全労働組合の要求書提出をめざし、連合山形・各構成組織・各地域協議会が総力を挙げて未提出組合に対する状況調査と指導・訪問等を行なうとともに、中小労

※2 資料出所：総務省「就業構造基本調査」(2012年調査結果)

組春闘集会への結集を図りながら全加盟組織の要求書提出に向けて全力で取り組む。

(4) 賃金制度の未整備組合の制度確立・整備

- ① すべての単組は月例賃金にこだわり、組合員の個別賃金実態を把握し、賃金水準や賃金カーブを精査し、ゆがみや格差の有無を確認した上で要求を組み立てる。
- ② 賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。
- ③ 中小単組の交渉力強化に向けて、賃金制度の整備や賃金実態把握、定期昇給（賃金カーブ維持分）相当分の労使確認など事前の準備を行ったうえで交渉に臨み、また獲得した賃金改定原資の各賃金項目への配分等に積極的にコミットするなど、より主体的な取り組みを進めるよう指導・支援を行うとともに、大手組合がグループ・関連企業の闘争を積極的に支援するよう指導する。とりわけ人事・賃金制度が構築されていない単組については、制度確立に向けた労使検討委員会の設置などの要求を検討するよう、指導を強化する。

2. 長時間労働削減によるワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働については、連合山形「なんでも労働相談ダイヤル」にも多く寄せられており、健康への影響や不払い残業などが社会問題となっている。また、山形県は高齢化や人口減少が急速に進んでおり、若者が働きやすく安心して生活できる環境づくりが、賃上げとともに喫緊の課題である。このことから、長時間労働是正に向けた労使間での協定や、実効ある法規制実現の後押しとなる取り組みを展開する

【平成27年度山形労働局統計調査（1月～12月）】

1. 山形県全労働者の総実労働時間	1ヶ月平均	153.7時間×12	1844.4時間
2. うち一般労働者の総実労働時間	1ヶ月平均	169.4時間×12	2032.8時間
3. パートタイム労働者の総実労働時間	1ヶ月平均	100.7時間×12	1208.4時間

- (1) 山形労働局に対し、長時間労働および不払い残業の撲滅について要請する。
- (2) 各構成組織において、労働時間に関する協定・規約の見直し・強化（特別条項付36協定の適切な上限時間設定や適用にあたっての事前労使協議、「休息时间（勤務間インターバル）」は24時間につき原則として連続11時間を保障）や、労働時間管理の強化などにより、過重労働対策を進める
- (3) 「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」に基づき、街頭よる36協定・インターバル規制などに関する（認知度）アンケートの実施や、チラシ配布など世論喚起を行う。

V. 闘いの進め方

1. 闘争体制の確立

(1) 闘争委員会の設置

2017年1月4日の「第2回執行委員会」で闘争体制を確立する。

(2) 闘争委員会の構成

役職名	氏名	担当グループ
委員長	岡田新一	総括
副委員長	小口裕之	総括補佐 (Dグループ)
副委員長	水戸吉一	総括補佐 (Bグループ)
副委員長	角谷俊一	総括補佐 (Cグループ)
副委員長	井上雄吾	総括補佐 (Aグループ)
副委員長	丹野忍	総括補佐 (Cグループ)
副委員長	金子浩	総括補佐 (Aグループ)
副委員長	伊藤幹男	総括補佐 (Cグループ)
副委員長	森伊織	総括補佐 (Dグループ)
副委員長	伊藤学	総括補佐 (Dグループ)
事務局長	設楽正	総合企画
副事務局長	館内悟	総合企画
副事務局長	小川修平	総合企画
事務局員	高橋和美	総合企画
事務局員	柏木実	総合企画
事務局員	鈴木正弘	総合企画
事務局員	草刈百合	総合企画
委員	阿部幸治	Aグループ
委員	伊藤智也	Aグループ
委員	渋谷文男	Cグループ
委員	菅原弘光	Cグループ
委員	佐藤修一	Aグループ
委員	近藤雅彦	Cグループ
委員	伊藤靖晃	Aグループ
委員	皆本起良	Bグループ
委員	高橋末雄	Bグループ
委員	大場暁	Bグループ
委員	伊藤功	Dグループ
委員	小野博明	Dグループ
委員	石沢芳一	Dグループ
委員	佐藤剛	Dグループ
委員	原田薫	Dグループ
委員	今野朋明	Dグループ
委員	阿部智紀	Dグループ
委員	佐々木久美子	Dグループ
委員	長谷川千恵	Cグループ
委員	加藤理	Cグループ
委員	本間光祐	Dグループ

グループ別区分

金 属	Aグループ
交通・運輸	Bグループ
化学・繊維・食品・資源エネルギー サービス・一般、商業・流通、金融・保険、情報・出版	Cグループ
公務（官公部門）	Dグループ

- (3) 部門別連絡会を設置し、部門ごと産業状況の的確な把握と、要求設定・結果の有効波及をめざす。

2. 要求書の提出

すべての組合は、2017年2月末日を目途に要求書を提出する。

3. 闘いの山場の設定

第1次回答ゾーン 2017年3月21日（火）～3月24日（金）

第2次回答ゾーン 2017年3月27日（月）～3月31日（金）

4. 要求・回答の結果報告

賃上げ、一時金、企業内最賃の要求・妥結状況について、別途依頼の期日まで報告する。

5. 具体的な日程など

(1) 産別懇談会

① 日 時 2017年1月16日（月）13：30～

② 場 所 大手門パルズ

③ 出席者 自動車総連、電機連合、UAゼンセン、JAM、交通労連、運輸労連、情報労連の各代表者

(2) 県民アピール「相談ダイヤルキャンペーンチラシ」の配布

① 配布枚数 130,000枚

② 配布時期 2017年1月31日（火）まで

③ 配布方法 各地域協議会で行い原則手配りとする。

④ 地協別配布枚数

酒田飽海地協 15,000枚 北西村山地協 20,000枚

鶴岡田川地協 15,000枚 山形地協 45,000枚

新庄最上地協 15,000枚 置賜地協 20,000枚

(3) 「連合山形・経済経営団体懇談会」の実施

① 日 時 2017年2月7日（火）15：30～

② 会 場 山形グランドホテル

③ 出席者 連合山形三役および経済経営団体代表者

(4) 討論集会

① 日 時 2017年2月9日（水）14：30～

- ② 場 所 大手門パルズ
- (5) 2017春季生活闘争「非正規労働 なんでも労働相談ダイヤル」の実施
- ① 実施時期 2017年2月9日(木)～11日(土) 10:00～19:00
- ② 設置場所 連合山形「事務局」
フリーダイヤル 0120-154-052
- ③ 相談員の配置 連合山形専従役職員および各構成組織からの応援。
- (6) 県内一斉ノー残業ウィーク
- ① 日 時 2017年2月第4週(2月20日の週)
- ② ノー残業日の設定と職場点検活動をおこなう。
- (7) 部門連絡会(業種間・産業間)の実施
部門別連絡会の交流会を2月から実施する。
特に「①賃上げ②時短(時間外の割増賃金率)」については共通の課題とする。
部門連絡会は次の4つである。
- ① 金属グループ、②交通・運輸グループ、③化学・繊維・食品・資源エネルギー・サービス・一般、
商業・流通、金融・保険、情報・出版、④官公労グループ。
＜各部門別連絡会交流会＞
日 時 2017年2月中旬～3月中旬
もち方 部門ごとに企画実施する。
- (8) 元気を出そう！中小労組のつどい
- ① 日 時 2017年2月中旬～下旬(各地域協議会で開催)
- ② 内 容 中小労働運動セミナー
- ③ 場 所 各地協開催場所
- (9) 連合山形「県都総決起集会」
- ① 日 時 2017年3月4日(土) 13:00～16:00
- ② 内 容 デモ行進→総決起集会
- ③ デモ集合 第二公園
- ④ 集会場所 山形市民会館
- (10) 青年・女性アピール行動
- ① 女 性(女性学習会)
- ☆日 時 2017年3月4日(土)
- ☆場 所 大手門パルズ
- ☆内 容 学習会とデモ行進
- ② 女 性(国際女性デーキャンペーン)
- ☆日 時 2017年3月4日(土)
- ☆場 所 山形市七日町周辺
- ☆内 容 バラとチラシ配布
- ③ 青 年(青年委員会スプリングアクション)
- ☆日 時 2017年3月4日(土)
- ☆場 所 大手門パルズ
- ☆内 容 学習会とデモ行進

(11) 春季生活闘争県内キャンペーン

- ① キャンペーン内容 県内各地域協議会へ岡田会長が出向き、街頭行動を行う。
- ② 時 期 2017年3月上旬～3月下旬

(12) 非正規労働シンポジウム（仮称）

- ① 日 時 2017年4月上旬
- ② 内 容 同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、「職場から始めよう運動」の取り組みについて、シンポジウムを実施。

(13) 連合山形「地域フォーラム」

- ① 内 容 地域のあらゆる関係者（経営者団体や大学など）と連携をはかり、春闘の社会的役割や、地域・中小企業の活性化などについてフォーラムを開催する。
- ② 日 時 2017年4月中旬～下旬
- ③ 場 所 大手門パルズ

(14) 中小労組支援・激励訪問

- ① 内 容 中小労組と連合山形・地域協議会の連携を深め、中小労組の運動強化をはかる。具体的には、「要求書未提出」や「賃金制度未整備」の単組を対象とし訪問し、状況調査や指導・支援を行う。
- ② 日 時 第1弾 2017年2月13・14・16・17日及び2月下旬～3月上旬
第2弾 4月下旬（要求書提出状況を勘案し訪問）

(15) 毎月の街頭行動

- ① 日 時 2017年1月25日（水）12：10～12：50（アズ七日町前）
2月6日（月） ” （山交ビル前）
15日（水） ” （アズ七日町前）
24日（金） ” （山交ビル前）
3月6日（月） ” （アズ七日町前）
15日（水） ” （山交ビル前）
24日（金） ” （アズ七日町前）
4月下旬まで実施
- ② 内 容 「春季生活闘争の情勢と課題」「政策制度実現」「山形県最低賃金の大幅引き上げ」について街頭にて市民に対するアピール行動を行う。

(16) 各地協の取り組み

地協の独自性を発揮し、地場中小組合との連携を一層深め支援強化することに留意しながら、下記のメニューにこだわらず実施する。

- ① 「討論集会」「講演会」「シンポジウム」「学習会」等の開催。
連合2017年春季生活闘争方針の理解と、地域課題の確認や地域共闘の理解を深める。
- ② 「街宣行動」の実施
協力議員団などの参加により、街宣行動で春季生活闘争をアピールする。
- ③ 「職場対話交流集会」の実施
職場執行部との交流対話を実施する。
- ④ 「元気を出そう！中小労組のつどい」の開催
- ⑤ 「中小労組支援集会」の実施

2017年4月第3週（10日の週）に、県内一斉の中小労組支援の集会を各地協毎に開催する。

(17) 広報教宣活動の展開

① 闘争情報の把握と情報の発行

各構成組織・地協は積極的な情報開示に努める。連合山形は新聞やホームページなどを活用し、ミニマム設定額など情報開示に努める。

② マスメディアの活用や街頭宣伝など

テレビ、ラジオの活用や街頭行動などによる宣伝を企画していく。

2017春季生活闘争 スケジュール							
計画内容	計画月	討論集会、講演会、シンポジウム、学習会など	中小労組支援、集会 激励訪問、キャンペーン	街宣行動	元気を出そう！中小労組の集い	労働相談 チラシ 配布行動	職場対話交流 集会、その他
連合山形	1月	1/16(月)産別懇談会		1/25アズ七日町春闘及び給付型奨学金アピール街宣、基本的に全県統一行動とする		県民アピール「相談ダイヤルキャンペーンチラシ」配布 1/31 まで原則手配りにて実施	
	2月	2/7(火)「連合山形・経済経営団体懇談会」 2/9(水)2017 春闘討論集会 2/9～11 春闘「なんでも労働相談ダイヤル」 2月中旬～3月中旬、部門別連絡会	2月中旬から3月上旬にかけて連合山形会長と各地協が中小労組に帯同オルグ 激励訪問第1弾、2/13～2/17及び2月下旬から3月上旬	2/6 山交ビル前 2/15 アズ七日町 2/24 山交ビル前	2月中旬～下旬各地協にて開催		2月第4週ノ一 残業デーの設定と職場点検活動
	3月	3/4(土)連合山形「県都総決起集会」 青年・女性アピール行動	3月中旬 春季生活闘争キャンペーン 各地協へ会長が出向き街宣行動を行なう。 ※2月に日程調整	3/6 アズ七日町 3/15 山交ビル前 3/24 アズ七日町			
	4月	非正規労働シンポジウム(仮称)	4月第3週(10日の週)に県内一斉の中小労組支援の集会を各地協で実施 激励訪問第2弾、4月下旬	4月下旬まで			